

参議院内閣委員会會議録第四号

昭和五十年十一月二十日(木曜日)

午前十時三十八分開会

委員の異動

十一月二十日

辞任

上田 哲君

補欠選任

矢田部 理君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

加藤 武徳君

林 道君

片岡 勝治君

岡田 広君

源田 実君

中村 太郎君

八木 一郎君

山本茂一郎君

野田 哲君

泰 豊君

藤田 進君

矢田部 理君

太田 淳夫君

峯山 昭範君

河田 賢治君

内藤 功君

国務大臣

(総務大臣)

(総務大臣)

(総務大臣)

(総務大臣)

植木 光教君

松澤 雄藏君

政府委員

内閣官房副長官

内閣審議官

内閣法制局長官

宮内庁次長

行政管理局長官

官房審議官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

行政管理局長官

海部 俊樹君

吉野 実君

吉國 一郎君

富田 朝彦君

川島 鉄男君

小田村四郎君

鈴木 博君

伊藤 圭一君

玉木 清司君

宮嶋 剛君

杉浦 喬也君

首藤 俊彦君

齊藤 隆君

浅尾新一郎君

外務省アメリカ

局外務参事官

警察庁刑事局外

動課長

事務局長

常任委員会専門

員

説明員

事務局長

常任委員会専門

員

説明員

事務局長

常任委員会専門

員

説明員

事務局長

常任委員会専門

員

説明員

事務局長

常任委員会専門

員

○委員長(加藤武徳君) この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

許可、認可等の整理に関する法律案の審査のため、本日、日本住宅公団理事上野誠朗君及び川口京村君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(加藤武徳君) それでは、許可、認可等の整理に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

○野田哲君 今回の議題、内閣の機構や機能について広範にわたる問題が議題となっておりますが、そこでまず海部官房副長官、大変忙しい中を御出席をいただいておりますので、冒頭に海部副長官に伺いたいと思っております。

いま、三公社五現業等のスト権問題について関係閣僚専門委員会懇談会で意見を取りまとめる段階になっております。けさの朝日新聞等の報道によりますと、かなりその全貌が報道されております。私もこの専門懇談の今日までの議論を漏れ聞くとところにより、あるいはまた報道機関等の報道を見るところでは、専門懇談のスト権問題に対する意見というのは、大部分を行政機構の改革、三公社の経営形態の変更ということが前提となつてスト権問題をどうするかという形に結ばれていると、こういうふうになつていっているわけでありまして、専らあるいは電電公社、日本国有鉄道、これらの

三公社の経営形態を変更していくということになれば、これはそれなりのまた新たな手順、審議会等が必要になつてくるんじゃないかと思つております。

そこで伺いたいのは、この閣僚協の取り扱いとしては、経営形態の変更という形が前提となつた意見書が出た場合に、この前段の経営形態の変更という問題について一体どう取り扱っていくのか、この点をまず伺いたいと思つております。

○政府委員(海部俊樹君) 御指摘のように、専門委員会懇談会の意見の集約がまだ終わつておらぬ段階でございます。閣僚協議会は、順序といたしまして明日組合側の代表の御意見を聞いて、それからまた、専門懇談の結論が出てまいりましたらその出た結論に基づいての協議をすることに相なつておりますので、まだ出ておりません専門懇談の意見書に盛つてあることを前提にちよつと答えさせていただきますので、閣僚協としては結論が出てきたらこの結論をもとにして協議することには間違いございませんけれども、どういふものが出てくるか、これはまだ決まつておりませんし、私も正確な答申をまだ受け取っておりませんので、きょうのこの段階では先生の具体的な御指摘に対してお答えすることができませんのでお許しをいただきたいと思います。

○野田哲君 三木総理の側近ナンバーワンと言われている海部副長官の答えとしては、私はどうもこれは歯切れがよくないと思つております。今日までの経過を見るときに、組合側に対する回答を出すリミットというものは、これは国会の場でも組合との接触の中でも何回もリミットという問題について明らかにされているわけでありまして、もうリミットは迫つていっているわけでありまして、そういう中で、その意見書の大筋というのは、もうけさの朝日新聞、まさにこれは全文そのものを発表をされ

本日、上田哲君が委員を辞任され、その補欠として矢田部理君が選任されました。

○委員長(加藤武徳君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

本日、上田哲君が委員を辞任され、その補欠として矢田部理君が選任されました。

○委員長(加藤武徳君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

本日、上田哲君が委員を辞任され、その補欠として矢田部理君が選任されました。

○委員長(加藤武徳君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

本日、上田哲君が委員を辞任され、その補欠として矢田部理君が選任されました。

○委員長(加藤武徳君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

本日、上田哲君が委員を辞任され、その補欠として矢田部理君が選任されました。

○委員長(加藤武徳君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

本日、上田哲君が委員を辞任され、その補欠として矢田部理君が選任されました。

○委員長(加藤武徳君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

本日、上田哲君が委員を辞任され、その補欠として矢田部理君が選任されました。

○委員長(加藤武徳君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

本日、上田哲君が委員を辞任され、その補欠として矢田部理君が選任されました。

○委員長(加藤武徳君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

ているわけでは、公的にはまだ副長官の手元にはこれは届いていない。これはわかるんです。わかるんだけど、こういう大がかりな形で企業の経営形態の変更ということが前提となっていた場合には、これに基づいて答えを出そうとすれば、当然まずその経営形態は一体どうするのかという新たな議論を始めていかなければ答えは出せない。こういうふうな私どもは手順としては受けとめられることになるわけでありまして。したがって、そういう手順を踏んでいくということになれば、これは政府が答えを出すリミットというものをまた先延ばしにするという懸念が生まれてくるんですが、その点はいかがなんでしょうか。

○政府委員(海部俊樹君) できる限り、口頭了解事項に基づいて今秋までに結論を出そうとして鋭意努力しております。閣僚協もそういう意味で組合側の意見を明日にも聞いたりするわけでありまして、この結論を出すという点については、きょうまで申し上げてきた方針、いまの作業の速度、それは変更ございません。ただ専門懇の方、その朝日新聞に本日載っておりますものが本当に全文正確なのかどうかということも、実は私まだ本物を受け取っておりませんので何とも答え申し上げられませんが、そういった結論が出てきた場合には、いかなる結論が出てくるとして審議することは、これは間違いないと思っております。どういふ結論が出るかはまだ申し上げるわけにはまいりません、わかりませんので、御了解願います。

○野田哲君 今回の国会の補正予算の審議、予算委員会の場面で、わが党の寺田熊雄議員の質問に答えて三木総理は「まだその時点では専門懇が経営形態にどういふ形で触れていくかということも全く予測できないという状態の中で、経営形態の変更に触れた形での意見書が出た場合に一体政府としてはどう扱うか、こういう質問をしたことに答えて、経営形態にはかわりなくスト権問題についての政府としての答え、結論は出す、こう

いう意味のことを答えておられると思うのですが、これはそういうことを副長官としても担当の当事者として承知しておられると思うのです。この三木総理の答えと、いまの副長官の答えは若干ニュアンスが違ふというか、副長官の場合にはそこまで踏み込んでおられないように思うのです。この点はどうか。

○政府委員(海部俊樹君) 三木総理が国会でお答えしたことは私も承知いたしております。総理が、現段階で経営形態を変えることは自分では考えておられない、こう答えておられることも承知いたしております。ただ、閣僚協でそういった内容を付した答申が出てきた場合はどうかということになります。もし仮にそういう答申が来た場合には、それを一応の参考資料として研究しなきゃならぬことはならぬでしょうけれども、いま総理が経営形態を変えるつもりは持っておりませんと国会で答弁しておりますことは、私も全くそのとおりだと思っております。

○野田哲君 専門委員懇談会で、今日まで三公社五現業等の労働基本権問題を審議してこられたこの過程で、使用者側と労働者側の意見をそれぞれ聴取してこられた。そこで三公社の場合に電電、専売、国鉄等の使用者側としての意見がそれぞれ述べられていたわけでは、これは現行経営形態を存続していく、こういう立場に立つての意見の開陳が行われているはずだ、こういうふうな思いわけです。三公社の使用者側の意見として、経営形態を変えるということを予測している意見の開陳ではなかったと私は思うのです。が、副長官としてはそれを経営形態との関連という面ではどういふふうな受けとめておられますか。

○政府委員(海部俊樹君) 三公社の総裁の意見というものは、野田議員がおっしゃるような方向で述べられたものであると私も理解しております。○野田哲君 そういたしますと、副長官もそれぞれお忙しいようでありますから結論として確認を

しておきたいと思うわけですが、仮定の議論になるわけですが、専門懇としての意見が近日中に閣僚協にあてて出される、それを踏まえて閣僚協として結論をまとめて政府側としての態度を決める、こういうことになろうかと思うのですが、その場合には、先般の予算委員会の三木総理の発言もあって、仮に専門懇の意見が経営形態の変更に触れておつたとしても、そのことを理由にして政府側の結論を先延ばしをするということとはあり得ない、経営形態の変更に触れられているんだから経営形態の変更の結論が出るまでは答えは出しませんよと、こういうふうな形にはならないというふうな理解をしておいてよろしいですか。

○政府委員(海部俊樹君) これは先生御承知のように、閣僚協はこれから大ぜいの関係閣僚が集まって協議をして結論を出されることでございまして、私がいまここで結論を断定的に拘束するようなお答えは申し上げることができませんので、それはひとつ御了承をいただきたいと思っております。閣僚協でどういふ結論を出すかということについては、まさにこれから、明日は組合側の御意見を聞き、それから経営側の立場に立つての関係閣僚の意見が出、それから専門懇の意見も結論が出てきますと、それを参考に踏まえながら、そういうものをまとめた議論をされるわけでありまして、いまのところ政府は全く白い立場で閣僚協を開こうとおられるわけではございませんので、その閣僚協でどうなるかという結論をいまここで断定的に申し上げたいと思っております。

○野田哲君 副長官ね、私はスト権問題の可否についてここで態度を明らかにしていただきたい、答えを明らかにしていただきたい、こう言っているんじゃないんです。もちろん私は一括付与ということが出れば、もうそこで、どうぞ次へ行ってくださいと言わなければならない、そこまで私はこの場では求めていないんですよ。いままでも何回も結論を出すリミットというものを、当事者に

も約束をしており国会の中でも表明しておられ、世間もそういうふうな受けとめているわけですから、そういう段階で、仮に経営形態の変更に触れた形でそれを前提とした意見書が出たとしても、答えを示してくれと言っているんじゃない、タイムリミットは変えませんか、ここを聞きたいのです。

○政府委員(海部俊樹君) タイムリミットの点につきましては、できるだけお約束しておる秋ごろまでに出すということです。緊急にしなければならぬ問題だと思っておりますので、閣僚協の作業も急いでおりますし、専門委員懇談会へも早急に、結論をなるべく早くいただくようお願いをしております。最中でありまして、リミットは守りたいと思っております。

○野田哲君 わかりました。それでは宮内庁に伺いたいと思っております。天皇と内閣の機能との関係についてまず伺いたいと思っております。

天皇の行為については、憲法第七条に定める国事行為、それと、憲法第一条に定めてある日本の象徴としての地位に基づく国事行為に準じた形での公的行為、それから、天皇の個人としての私的行為、この三つに区分されるというふうに理解をされているのかどうか、この点をまず伺いたいと思っております。

○政府委員(宮田朝彦君) ただいまお尋ねの憲法一条あるいは七条等の行為についての先生の御質問、これはきわめて法律的なことではございますので、本来ならば内閣法制局等からお答えを申し上げるのがしかるべきと存じますが、私どもも、いまお話がありましたような三つの行為に天皇の御行動というものは分類される、かように承知をいたしております。

○野田哲君 憲法の第七条に定める国事行為については、これは憲法で明らかになように「内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ」、こうなっているわけでありまして、象徴としての地位に基づいて行われる国事行為、これに準ずる

行為としていま言われないわゆる公的行為、この公的行為の場合にも当然内閣としての助言といいますが、あるいは補佐、こういう行為が付随しているものだと、こういうふうな理解をし、当然そのことについては政府として責任を持っていると、こういうふうな理解をしていいのかわか、これは法制局の方の見解を伺いたいと思います。——では、いまのことについて宮内庁。

○政府委員(富田朝彦君) これも実際の処理に当たっております宮内庁としての実務的な考えを申し上げたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

ただいまお尋ねのいわゆる公的行為、これにつきましては、宮内庁が総理府のいわば外局として存在をいたしております、法制的に。そういうような関係から第一義的には、宮内庁法にも定められております宮内庁がそういう行為に対しての補佐と申しますか、責任を負うべきものでございます。しかしながら、いま申し上げたような法的な機構の関係がございまして、さらには総理府、さらには最終的には内閣というふうにも考えておる次第でございます。

○野田哲君 そこで続いて伺いたいのは、先般、天皇、皇后両陛下が十五日間のアメリカの訪問を行われました。帰国をされて十月三十一日に記者会見があったわけですが、今回のアメリカ訪問という行為、当然これは日米両国政府の合意に基づいて実現をしたものであるし、福田副総理が首席随員として同行されているわけでありまして、このアメリカ訪問という行為は当然国事行為に準じた最も公的行為の中でもウェートの高い行為であったと、こういうふうな理解をしていいわけですね。

○政府委員(富田朝彦君) ただいま仰せのとおり私も考えております。

○野田哲君 アメリカから帰られて、十月三十一日に先ほど申し上げましたように天皇、皇后両陛下が公開の記者会見をされています。このことは、私はいままでの天皇、皇后周辺の古い慣行を破つ

た、一歩踏み出した形として、このこと自体は大変結構なことだと思ふんです。思ふんですが、あの会見の中で非常に重要な問題に触れられているわけでありまして、天皇が単にフランクにマスコミを通じて国民と対話をされたということだけではちよつと済まされないような内容が含まれているわけでありまして。

そこで私が伺いたいのは、あの記者会見の中で天皇の発言、アメリカの原子爆弾の投下の問題についての質問に天皇が答えておられるわけですが、当然やむを得なかった、まあ当然とは言っておられない。やむを得なかった、こういうふうな言われているわけでありまして。これはあの行為そのものの、原爆投下という行為そのものが国際法の上からいっても大変重要な問題がある行為である。そして、現に広島、長崎で何万という非常な多数の非戦闘員も含めて死傷者を出している。現にまだ後遺症で苦しんでいる人がいる。そういう中で、犠牲者に対しての国家補償の問題も長年の国政上の大きな懸案になっているわけでありまして。国家補償という問題、これはやはり、あの原爆投下を国際的には認めるか否認するかという問題に帰着をしていくことになるわけでありまして。そういう問題について天皇があのよう発言をされている。これはやはり私は、このアメリカの原爆投下という行為に対して、宮内庁なりあるいは内閣として、天皇があのような発言をされる認識を持つような助言なり補佐をしている、そこから出発したものだ、こういうふうな受けとめるわけなんですから、この点については宮内庁としてはどういう責任を感じておられますか。

○政府委員(富田朝彦君) 十月三十一日にいわれる記者会見、国内の記者の方々の記者会見がございまして、ただいまお話が出ました広島市の原子爆弾投下についての質問もございまして、報道されておりますようなお答えがあったわけでございますが、陛下はああした形でいわれる記者会見というのは初めてと言つていいぐらいでございますし、非常にそういうことにはおなれになってお

らない点もございまして。したがって、陛下のお答えが非常に簡単でございまして意を尽くし得ない点があったかと思つてございまして、特にその数問前のお答えの中で、陛下は最も悲しかった思い出として第二次世界大戦を挙げておられ、今後このようなことが起こらないようにということを祈っている、こういうふうにもお述べになつておられます。それから、この質問に直接お答えになった部分におきましても、原子爆弾が投下されたことに対しては遺憾に思つておられますと述べになつておられること、また広島市民に対しては気の毒であるとお述べになつておられることから、陛下のお気持ちには明らかであらうと私も考えております。

で、原子爆弾の投下がやむを得なかったというお答えについてでございますが、原爆投下というのは戦争の最も悲惨な面をあらわしておるものでございまして、それによつて広島、長崎の両市が受けた災禍につきましては、三十年を経た今日なお心を痛めておられるのでございまして、そういう意味から、ああいう不幸な戦争というのは今後あってはならないというふうなふうに申しておられ、また、原爆投下そのものについて限つて申しますならば、恐らく陛下のお気持ちとしては、当時自分にはそれとめることもどうすることもできなくて遺憾であったという意味をお述べになつておられるように拝察をいたしております。したがって、原爆の投下を正当化するというふうなお気持ちでは毛頭ない、かように拝察をいたしております。

○野田哲君 くだいようですが、その前のくだりではね、天皇はやはりノーコメントという場面があるんですね。戦争責任のことについて触れられておることについては、そういうことは答えられないと、こういうくだりがあるんです。その次に、原爆投下の問題について、いま説明がありましたけれども、確かに遺憾に思つているという言葉もあるし気の毒であるという言葉もあります。問題は、国際間で非常に問題になっていることにつ

いて、天皇が、あれはやむを得ないことなんだ、こういう発言があったということは、これはやはり天皇の発言が、天皇自身がどう思われようとも政治にかかわつてくることになるんです。ですから、私も聞きたいのは、政府や宮内庁の方では平素そういう天皇が認識を持たれるような助言や補佐、国際情勢、国内情勢の報告をしているのではないかと、政府や宮内庁がきちつとこういう問題についての責任を果たしていないのではないかと、こういうふうな思ふんです。その点を聞いています。いかがですか。

○政府委員(富田朝彦君) ただいま御説明申し上げましたように、陛下のお気持ちは、言葉が簡単でございましたのでいろいろなようにとられ得る表現にもあるいは相なつたかとも思いますが、御真意は、いま私が申し上げましたように、今日までの災禍を受けた両市の方々に對しての心の痛みを常に覚えておられる、またその原爆投下ということを正当化する御意は毛頭ない、この点は十分に推察できるわけでありまして、もしそういう記者会見のいわば取り運びというふうなものにつきましては、これは第一的には宮内庁の責任でございまして、そういう点で補佐が足りないということであれば十分責任を感じる次第でございます。

○野田哲君 まあこの問題はここで終わりました次の問題に入りたいと思つてます。

天皇の行為と内閣の機能との関係について具体的に伺いますけれども、明日十一月二十一日に天皇は靖国神社に参拝される予定である、こういうふうな伺つたわけでありまして。漏れ聞いたわけでありましてけれども、このことは事実でありますか、どうですか、これをまず明確にしたいと思つてます。

○政府委員(富田朝彦君) いまお尋ねの明二十一日に、天皇陛下は靖国神社並びに千鳥ヶ淵戦没者墓苑に御参拝になられます。

○野田哲君 いまお答えになった、あした天皇が靖国神社へ参拝される、それから千鳥ヶ淵ですか、

ここへ参拝される、この計画といいますが、予定といいますが、これはどこで立てられたわけですか。宮内庁ですか、総理府ですか、どこですか、この計画をつくったのは。

○政府委員(富田朝彦君) そういうお参りになられるというこの計画をあれいたしたしたのは宮内庁でございます。

○野田哲君 宮内庁でこのような計画を立てて、これは総理府なり政府の方へは合議をされたわけですか、いかがですか。

○政府委員(富田朝彦君) この御参拝の件につきましては、昭和四十年、ちょうど戦後二十年に当たりました際に、靖国神社からお参りを願いたい、こういう要請がございまして、それにおこたえになつて御参拝になっておられますが、今回も本年の春早く靖国神社から、またこの春には千鳥ヶ淵墓苑に關しまして厚生省からお参りを願いたい、こういうあれがございまして、しかしその後いろいろな行事等がございまして日程がなかなか相つきませんので、まあ日程が、何と申しますか、全日程のうちでわりと差し繰りができるといふような時期がこの秋でございましたので、そうした発議を一応検討いたしましたして、陛下にも御内意を伺つて取り運んだわけでございます。また同時に、この点につきましては、一般的にはこれは宮内庁で処理するようにお任せをいたしておる面が多いいのでございまして、一応総理府、内閣にもこの点は御連絡を申し上げてございます。

○野田哲君 十一月二十一日を選んだというのは何か特別の理由があるんですか、それとも単に天皇の日常の御日程の中で都合がよかった、こういうことだけなんですか、この点いかがですか。

○政府委員(富田朝彦君) 全くいまお仰せのとおり陛下の御日程のいろいろな勘案の結果でございますして、別に特段の意味のある日ではございません。

○野田哲君 この明日の靖国、それから千鳥ヶ淵、これに参拝されるということですが、この天皇の行為については、随行される方々はどういう方が

随行されることになっておりますか、その点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(富田朝彦君) この御参拝は、先ほど先生冒頭にお話しになりましたような行為の類型のうち、私的なお立場で御行動になる、つまり私的行為、そういう性格でございます。しかし、これは陛下がいろいろと私的に御行動になられるという場合でも、これは宮内庁法として側近事務というふうな責めを負つておられますし、また陛下お一人でおいでになつてというわけにもまいりませんので、したがしまして、侍従長以下関係の職員はこれにお供をしてまいります。

○野田哲君 宮内庁の関係の職員だけですか、それ以外にはないわけですか。

○政府委員(富田朝彦君) それ以外にということではないです。それは、やはり陛下の御身辺の安全といたしまして、やむを得ない場合には、この公署担当の藤田委員長見えておられますけれども、そういふふうにしておられるわけですが、これはここに公害というふうにしておられるわけですが、そうするとあれですか、政府の方では小沢環境庁長官がその行程を随行するわけですか、それとも千鳥ヶ淵だけなんですか。靖国神社の方は政府の関係者はだれもいない、こういうことなんですか。

○政府委員(富田朝彦君) 靖国神社につきましては、政府の関係者は、いま申し上げた側近のあれに当たる宮内庁職員のみでございます。千鳥ヶ淵墓苑につきましては、これは所管が環境庁でございます。で、環境庁からどなたがおいでになるか私もまだ連絡を受けておりませんが、いわゆる千鳥ヶ淵墓苑の管理者のお立場として、たとえば地方にお成りになった際には、養老、福祉施設等にお成りになりますればその館長さんが御先導される、まあいわば案内される、そういうようなことがございますので、どなたか環境庁の方が御

案内という形でそこにお出になることは十分考えられますが、まだどなたがということとは全然私も連絡をいたしておりません。

○野田哲君 そういういたしますと、靖国神社の場合には政府の関係者はいない。そうすると先導されるというか、御案内をされるというのは靖国神社の神官の方がすべてを取り仕切つてやられると、こういうことになるわけですか。

○政府委員(富田朝彦君) 靖国神社の場合は、その管理を同時にやつておられる神官といひますか、神職の方がおやりになるものと考へております。

○野田哲君 警察庁お見えになっていきますね。警察庁の方に伺いますが、今回のこの天皇の靖国、千鳥ヶ淵への参拝、当然連絡を受けておられると思ふんですが、いづどこからこの連絡を受けられましたか。

○説明員(斎藤隆君) ただいまの御質問でございますが、連絡はすべて宮内庁から受けております。で、今回の問題は、正式な文書としては十九日付の文書をちょうだいいたしておりました。

○野田哲君 十九日というのはいづの十九日ですか。

○説明員(斎藤隆君) 今月の十九日付の文書でいたしておられます。なお、その前段としまして、情報としてたしか先週の後半だったと思ひますが、電話で御連絡はいたしておりました。

○野田哲君 この警察庁の方の担当でありますけれども、余り詳細聞くと、何かおたくの方もあるいろいろな事情があるようですが、それなりの警備体制をとられると思ふんですが、この九段かいわいから千鳥ヶ淵、半蔵門かいわい、この時間帯に相当大がかりな交通規制をやられますね、これは。

○説明員(斎藤隆君) この警備に關しまして、陛下の自動車列の通過に際しましては交通規制につきましては、必要最小限度にとどめまして、できるだけ一般の交通に影響を及ぼさないように配慮するように指導いたしております。

○野田哲君 いや、沿道については交通規制をされるわけでしょう、ずっと。

○説明員(斎藤隆君) 必要最小限度の交通規制は行ひます。

○野田哲君 宮内庁の方で今回の場合計画をされたということですが、あなたは憲法第二十條、国及びその機関はいかなる宗教的活動も行つてはならない、こういう規定があることは承知の上でこの計画を立てられたわけですね、いかがですか、その点。

○政府委員(富田朝彦君) 宮内庁が、陛下のいふば私的行為につきましてもお世話を申し上げなければ、これは陛下個人でどうというわけにまいりませんので、そういう意味で、御参拝の連絡とか、あるいは御内意を伺つて日程がどうかといふような事柄については、やはり私どもがやるべきことと存じております。しかしながら、それは陛下が、靖国神社なり千鳥ヶ淵墓苑からの御要請といひますか、そういうことに応ぜられる手順につきまして私どもがお手伝いをしたと、こういうことだと思ひます。

○野田哲君 私的行為が公的行為かということの後でこれはまたやりたいと思ふんです。

そこで、引き続き宮内庁次長に伺いたいんですが、靖国神社のあり方をめぐつては、長年にわたつて靖国神社を國家で護持するといふか、國家で管理せよと、こういう運動が國民の間にある。それから、これに對して、そのことは信教の自由という民主主義の原則、憲法の二十條の精神に照らして反對をする運動も國民の間にはあるわけなんです。これが、賛否がだんだん年を経るにつれて大きくエスカレートしておるし、国会の中でも与野党間で長年にわたつて非常に大きな政治問題になつてゐる。そのことをあなたは御承知ですか、いかがですか。

○政府委員(富田朝彦君) いまお話しのように、いろいろな意見、議論があることは新聞その他を通じて承知をいたしております。

○野田哲君 あなたは、承知の上で今回のこの計画をつくつたということなんですが、引き続き

的行爲たそうです。そうすると、警備も課長が言われたように、大変簡素で目立たない、仰々しくもないというのは常識的な措置だろうと思うんだけど、しかし、あなたの答弁でもよくわからなないのは、あなたの方の判断の中に、天皇というのはもうあなたの方にとって最高の人格である、価値である、恐らくね。そうすると、天皇の警備というのはもう最重点課題である。その場合に、あすは

私的行為、きょうは公的行為というふうに、器用にあなた方が截然と分けて警備についているとは思えない。少なくとも天皇の警備については、ミニマムにこれぐらいは必要だというのはおありでしょう。その場合に、これを突き詰めていくと私的行為に対する警備と公的行為に対する警備とはぼくは非常に分明でないと思う。一般的にはどうなんですか、もつと詳しく答えてもらいたい。

○説明員（齊藤陸君） 陛下のあすの行幸が、私的公的のお話がございますが、私どもは兩陛下の行幸啓ということで御通知いたしておりますし、そう認識いたしておりますので、行幸啓という前提で警衛警備を行っております。

○秦豊君　その御答弁は非常に正直だと思ふんですよ、私。あなたのいまの片言隻句をとつてみても、警備当局からすれば、富田さんがいかに強弁されました、私的行為と公的行為の警備上の限界はもうないんですよ、ないに等しいんですよ、行幸啓という通知で対応するのだから。それはあたりまえだと思ふんです。もちろんもつと純理的に言つて、あすの靖国参拜、しかも両陛下下ろつていらつしやるというふうに伺つておるけれども、これは私は後ほど法制局長官とか植木総務長官と、いわゆる公的行為と私的行為論というのが存分に展開をしたいと思ひますけれども、警備の点一つをとつてみましても、この境界ははなはだあいまいだということ指摘しなければならぬいし、また富田次長に伺つておきたいんだけれども、自由民主党の中には、靖国法案がだめなら憲法案というふうに執着を持って、非常に熱心に熱烈に推進をされているグループがいらつて、

それはそれで信念的なだろうというふうに見ているけれども、われわれとはまさに対極にある価値観だと思う。それで、藤尾私案というふうなもののが本年の二月にかなり成案を得てまとめられてきて、それが今後自民党が靖国問題を処理する場合の一応のたたき台になろうとしています。藤尾私案なんというのは、富田次長は職掌柄御存じでしょうね。

○政府委員(富田朝彦君) 自由民主党の中の御議論あるいはそういうものについては、私どもは承知するすべしでございますし、またそれに対して御意見を申し上げるような立場にもないと思ひますので、御了承を賜りたいと思ひます。

○桑登君 まああなたはそういう答えしきれないでしょう。念のためにここで展開をしておきますと、藤尾私案というのは、天皇または国家機関員の公式参拝、総理、各省大臣、最高裁長官等の公式参拝ということが藤尾私案の眼目になっている

るんですよ。これさえ達成されればあとは要らぬというぐらいここにしぼられている。ところが、すでに今年の八月には何があったか。三木総理大臣が、南平台の一市民三木武夫というふれ込みと、あるいはカムフラージュで靖国に参拝したこと

は、これはもう公然たる事実でしょう。残されている事実でしょう。そうしますと、今回また、あす天皇が靖国神社に参拝をされる、あなたは特段の意味がないんでしゃあしやあとおっしゃっているけれどもんでもないことであつて、いま少

なくとも靖国法案の換骨奪胎された藤原私案が最大の眼目とする、天皇の参拝さえ満たされればもうこれでいいんだ、これでいいんだと言っているようなこの時期に、すでにして歴代宰相のだけれども果たせなかったような市民としての参拝という

形で三木さんが靖国に行く、あしたは天皇ですよ。今度は私的行為というふれ込みだ。三木さんと全く同じ発想だ。ところが表敬法案が、天皇の公式参拝を眼目としている法案が、いまや遅しと、われわれが氣を緩めれば、われわれの抵抗がおろそ

かであれば強行突破されかねないようなこの時期

にきてゐるこのときに、あなた方によれば、私的行為の名のもとに天皇が靖国に参拝されるということは、どんな答弁、どんな強弁に接しようともわれわれは断じて認めるわけにいかない。つまりあなたに聞きたいのは、私的行為とあなた方がいかに強弁されようとも、天皇御自身が、自然人としての天皇なんてことを古國長官あたりは言いそうだけれども、靖国に参拝すれば、実質的に表敬

りますよ。三木さんは現職総理です。いかに言おうとも総理、いつまでかは別として。そうすると、三木さんは行った、あすは天皇だ。一つ一つがステップになるんですよ、踏み石になるんですよ。

こういう問題については、あなた方がいいかに宮内庁的感覚でわれわれに接しようと思っても、それを政治的に利用しようとする勢力は手ぐすね引いて待っているじゃありませんか。だから、あなたがいいに言われようとも、あすの参拝というの

は表敬法の先取りである。大きな政治問題である。自然人裕仁氏の自然行為ではない、私的行為というような強弁は聞けない、こういう立場をわれわれは堅持したいと思う。そのことを私は意見として申し上げておきますけれども、私のこの意見に

○政府委員(富田朝彦君) ただいまの御意見は十分承りましたが、先ほど来申し上げておりますように、あなたの答えを求めているかもしれないが、あえていう答弁を用意しているかもしれないが、あえて

うに、陛下は數回にわたつて、すでに憲法が制定公布されました以來、靖国神社あるいは千鳥ヶ淵墓苑には御参拝になつておられます。その場合、靖国神社の場合は常に私的行為といふことでお参りになつておられます、今回特に私的行為と考

○素皇君 それから富田次長です、私一つつけ

加えたいんですが、あしたは靖国に先に行かれて

千鳥ヶ淵墓苑に回られると、ワンセットです。私などはあなたの方の立場にかなり冷たいままごしを注ぐ立場ですからね、あなたは反感をお持ちかもしれないけれども、私などのわきまええらいいたしますと、靖国だけに天皇が行かれるということは大変シリアスな問題になる、それこそ油に火がつく、これこそ大変な問題で宮内府の裁量や対応策を超える、これは大変だからまあ千鳥ヶ淵にも

お参りをすると、こういふ一種の総復讐としてこのことをお使いになったと私は思うし、そうでないとしたら、あなたの方のわきまえの中では、宮内庁としては千鳥ヶ淵墓苑というものはどういふふうな位置づけられていらっしゃるんですか、念のため

○政府委員(富田朝彦君) 質問のあるいは御趣旨に沿わないかもしれませんが、いわゆる戦没をさ
れた方々、これにつきましては、陛下はいつとも八
月十五日の全国戦没者慰霊式典におきまして、そ

ういう方々を追悼するというお気持ちをお述べになつておられるわけですが、そうした方々を現実にもそれぞれお納めになつておる、そういうところに陛下のそういうお気持ち、個人的なお立場で、私的なお立場で表現されたいと、こうい

うものだと私は考えております。

○築豊君　そうしますと、富田次長のお答えを敷衍さしていただくと、無名戦士の墓的な位置づけがなされているわけですか、千鳥ヶ淵に対して。

○政府委員（富田朝彦君）　この千鳥ヶ淵墓苑の性

格につきましては、かつて国会でも論議があつたやうでございますが、私がその論議を詳細に記憶をいたしておりますので、これはやはり厚生省なり環境庁からその性格をお答えいただくのが適當かと存じます。

○桑倉君 あとはもう事実関係の確認だけにいたしますが、すべて午後にゆたねますが、富田さんね、さっき野田委員に対して、十一月二十一日になったということは、皇室の特に天皇の日程上の問題であって特段の意味はないとおっしゃいます

たのですが、しかし、それにしては戦後三十年と

いうタイトルをあえて標榜していらつしやるわけ
です。しかしそれは日本武道館における八・一五
式典というもので十分に事足りているというのが
世間の通念ではありませんか。なぜことさらに戦
後——皆さんの用語で言えば終戦と言ふやうだ
が、終戦三十周年というタイトルを冠せられてな
おかつ宮内庁は取り上げ決定をなすつたか。いか
にもこじつけ然として不自然じゃありませんか。
何で十一月二十一日が終戦三十周年と言われな
らないのか、いかにも私は世間的なこじつけとい
う印象が強く仕方がないんですが、その辺を
伺っておきましよう。

○政府委員(富田朝彦君) この十一月二十一日と
いう日取りは、いま先生もちょっと触れられまし
たように、全くこれは御日程をずっと整理をいた
しまして、いわゆる外交団にお会いになるとか
いうような日程がございまして、そういう
ことを整理した結果一番この辺が陛下の御日程と
しては余裕を持ち得ると、こういうことでそう
いう参拝されるという内定になったわけござい
ます。

○委員君 それでは、午前中の議事が何時まで予
定されているか伺っておりませんけれども、冒頭
委員長にお願いいたしましたように、これ以上や
つてもここに質問になりますから、法制局長官と
それから植木総務長官の出席を待って、午後恐
らく同僚議員からも追及があらうと思ひますか
ら、私の質問は以後靖国問題については留保した
いと思ひます。これで一応終わります。

○矢田部理君 関連して。
事実関係の確かめのために二、三の点を伺って
おきたいと思ひますが、その一つは、宮内庁とし
て靖国神社の性格をどのように理解をしている
か、また靖国神社の目的はどうなっているのか理
解した上で行為かどうか、その点を第一に伺い
たいと思ひます。

○政府委員(富田朝彦君) 靖国神社の性格は宗教
法人と心得ております。
○矢田部理君 神社は宗教でないというごく一部

の説があるようですが、そういう前提ではなしに、
神道を中心とする宗教団体であるという理解の上
に立っておられるわけですね。そのとおりでしょ
う。

○政府委員(富田朝彦君) 宗教法人であるという
理解の上に立っております。

○矢田部理君 二番目の質問で、目的がどうなっ
ておるか伺いたします。

○政府委員(富田朝彦君) これはちょっと、宗教
法人靖国神社のいわゆる定款式のものをお願いし
て手元に持っておりますので、靖国神社がどうい
うふうにならざるを規定しておられるか、ちよ
つとここでお答えいたしかねます。

○矢田部理君 靖国神社の目的にきわめて重要な
中身があるわけですよ。そういうことを理解した
上で、知った上での決意なのかどうか、行動なの
かどうかというのを聞きしておられるわけですよ。
それは知っておるんですか、知らないんですか。

○政府委員(富田朝彦君) いま委員の仰せられた
点がちよつと私には不分明でございますので、こ
でお答えいたしかねますけれども、これはすでに、
先ほど申し上げましたように憲法発布後六回にお
つた御参拝になっておられるわけでございますし
て、宗教法人なるがゆえに私的な御行動というこ
とでお参りをしておられるわけでございます。

○矢田部理君 過去の経緯を聞いておられるんじやな
くて、靖国神社規則というのがある、そこに明
確に目的が出ておられるわけですよ。読んで聞かせ
てほしいと思ひますが、そういう目的をあなたは読
んだことがありますか。また、それを前提として決
められたのかどうかということですよ。

○政府委員(富田朝彦君) 靖国神社が、いわゆる
内部の規定でどういうふうな決めておられるか私
存じませんけれども、お参りをされるということ
は、そうした戦没された方々というもののいつも
心を痛めておられる陛下のその純粋なお気持ち
からお参りになっておられるわけでございます。

○矢田部理君 かいつまんで申し上げますけれど
も、靖国神社規則の三条には、神社の目的として、

「国事に殉ぜられた人々を奉養し、神道の祭祀を
行ない、その神徳をひろめ、」と書いてあるん
ですよ。こういう、目的としてきちつと決まったこと
を知りもしないで事を決めるということは私は大
変問題だと思ひますが、これは午後問題に譲り
ます。

それからもう一点、この費用はどこから出るの
かというのを宮内庁、それから警察庁に対して
は、先ほど十九日付で文書を受け取ったとありま
すが、その文書の正確な内容はどうなっているの
か。

○政府委員(富田朝彦君) これに要する経費は、
いわゆるお手元金になっておる内廷費から支出を
されるわけでございます。

○説明員(斎藤隆君) 十一月十九日付で「行幸啓
について」という通知文書を送らせております。
その内容は、天皇、皇后両陛下は、来る十一月二
十一日、靖国神社及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑に行幸
啓になりますという通知文書でございます。

○矢田部理君 いまの文書でわかりましたけれど
も、私的行為だとは書いてないんですね、それに
は。

○委員君 委員長に計らっていただきたいのです
が、課長のいま朗読された文書、それから富田次
長にお願いしたいのは、靖国神社側の要請を受け
てずつとこう一種の果敢段階を経た文書がありま
すね、これの写しをやはり午後の審議に間に合う
ように出していただませんか、ちよつと委員長
にお願いいたします。

○委員君(加藤武徳君) 速記をとめてください。
〔速記中止〕
○委員君(加藤武徳君) 速記を起こしてください
い。

○野田哲君 いまの問題、引き続いて午後にする
ことにして、昼の時間に迫っておりますので、簡
単な問題でやりたいと思ひます。
外務省の方へ伺いますが、これは全然別の問題
なんです。沖縄が一番集中しているわけですが、い
ども、沖縄以外でも散在しているのですが、い

わゆる国際児童といわれておる、アメリカ人を父
親に持ち、日本の女性を母親に持つて、国籍がア
メリカ国籍あるいはフィリピン国籍、こういう児
童が多数沖縄に在住しているわけでありまして、
私も資料をもらっているんですが、外務省はその
実態、把握をしておられますか。

○説明員(浅尾新一郎君) 私の方で承知しており
ますのは主として沖縄関係でございますが、全体
で三千人のそういうような児童がいるというふう
に承知しております。

○野田哲君 全体で三千人ということですが、ア
メリカあるいはフィリピンが多いんですが、内訳
はわかりませんか。

○説明員(浅尾新一郎君) その中の二〇%、六百
人のうち、四百人がアメリカ国籍、それから二百
人がいわゆるフィリピン国籍というふうな承知し
ております。

○野田哲君 いま外務省の方から説明があつた沖
縄在住の国際児童、この国籍の問題なんですけれ
ども、これらの人たちが引き続いてアメリカの市
民権を存続をさしていること、今後つとアメリ
カの市民権を持ち続けていくとする場合には、
その資格要件として、アメリカの法律によると十
四歳から二十八歳までの間に二か年間はアメリカ
国内に在住をしなければならぬ、こういう法律
があるというふうな聞いておられるわけでありま
すけれども、これは外務省の方で具体的にどうい
うアメリカの国籍の問題についての法律、承知して
おられますか。

○説明員(浅尾新一郎君) 米国の移住国籍法、ご
ざいまして、その中でいま先生の言われましたよ
うに、米国人と外国人との間に生まれた子供がア
メリカの市民権を持つて居る人は、十四歳から二
十八歳の間アメリカに引き続いて居住することが
要件になっております、二年間。

○野田哲君 フィリピンはどうなっていますか、
そういうやはり同様の取り扱いがされるわけす
か。

○説明員(浅尾新一郎君) フィリピンにはそうい

うような国籍法はないというふうに私たちは承知しております。

○野田哲君 そういたしますと、いま言われた六百人のこのアメリカの国籍を持ったいわゆる国際児童、これは実情を調べますと、実際問題としてアメリカに帰化した父親との音信不通とか、あるいは沖縄からベトナム戦争に出撃して死亡したとか、こういう形で、二年間アメリカに移住をしてアメリカ国内で生活をするということは、とうてい経済的にも社会的にもできないという状態の者が大多数だ、こういうふうにならざるを得ないわけですね。そのまま沖縄に居住をしようとした場合には、戦後三十年たつて、沖縄が占領された期間、ちょうど三十年たつておるわけですから、もう二十八歳に到達する年齢の人もあるんじゃないかと思うのです。これから漸次年を経ることにこの人たちは、アメリカに移住できないという事情の場合には国籍を失っていくことになるんじゃないかと思うんです。そうなるわけですね、どうなんですか。

○説明員(浅尾新一郎君) ただいま御質問の六百人のうち四百名がアメリカ国籍でございますから、四百人が該当すると思ひます。その四百人の人たちが、仮にアメリカの国籍法で決められているように、十四歳から二十八歳までの間アメリカへ行けない、かつ二年間住めないということであれば、現在のアメリカの国籍法のもとでは国籍を失うということになります。

○野田哲君 そういたしますと、端的に聞きますけれども、これはやはり日本の国内に居住をして、そうして一定の時期が来れば国籍を失うということとは、これは日本の政府にとつても大変な問題だろと思うのです。この国籍を失った場合の扱いというものは、これは法務省の方の所管だろと思うのだけれども、そういう実情にあることを外務省も知っておられるわけで、当然これは本土にも類例のケースがあると思うのですけれども、沖縄の場合で言えば、長期間アメリカが沖縄を占領しておいた、その結果こういう状態が起こっている

わけですね。これはそのことを是認をしてきた日本の政府としても、やはりこの国籍の取り扱いの問題については非常に重要な責任があると思うのです。該当者は、やはり何と云つても戦争なり、占領によつて起こつてきた犠牲者なんです。いま言われたように、このまま時日が経過すると、非常に多数の無国籍者が日本の国内にそのまま居住をせざるを得ない、こういう事態が生まれるわけなんです。その事態を未然に回避をしていくために、当然これは日米間の外交交渉によつて、アメリカに移り住んで居住できる条件にある者については旅費等の措置をとるなり、あるいは帰化を希望する場合には帰化を認めていく措置をとるなり、日米間の外交交渉によつて解決をしなければならぬ分野が非常に多いと思うのですけれども、こういう点について、外務省としては外交交渉によつて解決をしていくという意思をお持ちなのかどうか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○説明員(浅尾新一郎君) この問題は、基本的には、こういう孤児の人たちがどういう状況にあるのが一番幸福であるかどうかという問題であらうと思ひます。そこで御本人の選択で、たとえば日本の国籍を取得したいということであれば、そういう方策がとれるのかどうかということを検討しなくちゃならないと思ひます。それから、第二のアメリカの移住の場合でございますが、アメリカに移住する場合、必ずしも国籍を持つていなくても、アメリカに入国ということは可能かと思ひますけれども、その前提といたしまして、まず第一に、現在連絡のとれない父親を捜したいということであれば、外務省としてもできる限りそういう父親探しということについて協力していきたいというふうに考えております。

○野田哲君 まあ、いろいろな方法があると思ひんだけれども、要するに日本の政府、外務省としても、無国籍という状態にならないようにこの問題については解決をする、していかねければならぬという認識に立つておられるかどうか、その

点だけでもう一回明確に聞いておきたいと思ひます。

○説明員(浅尾新一郎君) 先ほど申し上げましたように、まず日本の国籍を取り得るかどうかがという点、それから第二の方法として、あるいはアメリカへ移住することが可能かどうか、そういう認識に立つて可能な範囲でかつ御本人の御希望に沿うような解決の方策を見つけていきたいと思ひます。

○委員長(加藤武徳君) 午前の審査はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

正午休憩

午後一時十分開会

○委員長(加藤武徳君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

午前に引き続き、許可、認可等の整理に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○野田哲君 午前中の天皇の行為と政府の機能、権限等の問題に関連をして、引き続き、法制局長官が見えておりますので、公的行為、私的行為という問題について見解を伺いたいと思ひますが、本年の五月十五日、参議院の法務委員会で三木総理の発言があります。これは法制局長官も同席をして、隣に座つておられたわけですからよく御承知だと思ひます。このときの三木総理の発言、公的行為か私的行為かという問題について「稲葉法務大臣が個人の資格と関係の資格とを使い分けができるという判断のもとにあの会合に出席をしたわけですね。しかし、閣僚という地位の重さから見て、使い分けができない」、あといろいろありますけれども、そういう発言をされて、そのことが当時の参議院としては確認をされてあの問題が収拾をされた、こういう経緯があるわけですね。この発言は当然法制局長官としても承知をしておられる、こういうふうに思ひますが、いかがですか。

○政府委員(吉岡一郎君) 私も、その当日の委員会に総理を補佐するために出席をいたしておりましたので、総理がそういう発言をいたしたことは記憶をいたしております。

○野田哲君 そういたしますと、ポイントには、閣僚という地位の重さから見て使い分けができない、個人の資格と関係の資格とは使い分けができない、こういうことを当院法務委員会が発言をされておられるわけですが、それからちょうど三カ月たつて八月の十五日に三木総理は個人の資格ということで靖国神社に参拝をしていらっしゃるわけですね。この行為と、この五月十五日に法務委員会で行われた総理の発言とは、一体どういうふうな理解をすればいいんですか。

○政府委員(吉岡一郎君) 直接法律問題ではございませんので私が的確にお答えすべき問題であるかどうかわかりませんが、お尋ねでございますので私としての考えを申し上げますが、稲葉問題のときに三木総理が閣僚の重みというものを非常に強調いたしまして、閣僚の重みというものを考えれば、あのような会合に出席すること自体が、あるいは三木内閣が憲法改正についての一つの方向を持つておるといふような誤解を与えるおそれがあるということから出たものでございまして、特にあの場合におきましては、その会合において出席者の紹介をいたした。紹介をいたして、法務大臣稲葉修先生ということを指名されて、招待者としてそこで聴衆に対して礼をされたというやうなこともありまして、そういうやうなことからいって、閣僚という立場の使い分けと、また閣僚であつても一つの私人たる立場を持つておるので、その立場の使い分けについては十分に注意をするようにということを閣議でも総理から各大臣に対して話があったやうな状況でございます。

先般の三木総理が靖国神社を参拝いたしました事実につきましては、当時いろいろ議論がございまして、自民党総裁としてお参りしてはどうかというやうな議論もあつたやうに聞いております。しかし、事柄が事柄でございますので、やはり私

人としての立場でお参りする方が適當ではないかという事を私も申しまして、最終的には私人としての立場でお参りをしたわけでございます。それで、この場合、私人としての立場ということはどういうことで明らかにされたかと申しますならば、その前日に官房長官から発表をいたしまして、これはあくまで私人としての立場でお参りをいたしますということ、内閣総理大臣としての資格ではなく、また自由民主党総裁という資格でもなく、あくまで個人としての資格でお参りするということを新聞にもお話をいたしました。またちやうどそういうような自民党総裁としてお参りをするということについて議論が起つていたこともございましたので、新聞にも明らかに私人としてお参りするのだということがその前日に記事として出ましたような状況でございます。その意味で、私人としてお参りしたということが、これは世上はつきりいたしたものと私どもは考えておりました、誤解を生ずるおそれは全くなかったものと考えております。

○野田哲君 これは吉國さんとあろう者が少し詭弁だと思ふんですよ。五月十五日には、閣僚という地位の重みから見て個人の資格と閣僚の資格とを使い分けることはできない、こういうふうに言っておられる。それはあなたも補佐して、恐らくこれはあなたがメモでも書いて総理が隣でもらって読んだんだと思ふんですよ。閣僚という地位の重さから見て個人の資格と閣僚の資格とを使い分けることができないと言ふ総理が、わずか三ヶ月の間に靖国神社へ参るといふ行為、これは個人でございます、総理大臣ではございません、自民党の総裁ではございません、きわめて器用に使い分けをしておられるわけですよ。その責任はあなたに問うわけではありませんが、これは少なくとも五月十五日の発言、使い分けができないということを表明されたこの発言についてはあなたも関与されておられるわけですから、この発言と八月十五日の行動とは全く矛盾したものじゃないかということ、私は主張して、見解を伺いたいわけなんです。

○政府委員(吉國一郎君) 当時、稲葉法務大臣の自主憲法制定国民会議出席の問題について政府側から発表いたしました談話の中でも、たとえそれが個人の資格としても、閣僚の地位の重みからしてその使い分けはそもそも困難であり、閣僚の行動としては慎重を欠いたと言わざるを得ないということをおっしゃっておりまして、稲葉法務大臣がその当時出席したことについては、全く世上、特に法務省というものはあたかも憲法を所管しているように通俗的には思われておりますような関係もございまして、法務大臣が出席したということが、非常に何と申しますか、三木内閣が自主憲法制定国民会議に志向している、そっちの方を向いているというような誤解を与えたという意味で、政府の発表におきましても、個人の資格としても、閣僚の地位の重みからしてその使い分けはそもそも困難であるということをお返したわけでございますが、そういうようなことも考えまして、内閣総理大臣の靖国神社参拝については、はつきり個人の資格であるということをおもって世上に明らかにいたしました。誤解のないような措置をした上でお参りをしたというふうに考えております。

○野田哲君 これはどうも詭弁としか思えないのです。稲葉法務大臣が憲法を変えようという集会へ出る行為については、閣僚という地位の重みから見て私人と閣僚との地位の使い分けはできない、こういうふうな総理が表明をされ、法務大臣にも厳重に反省を求めたということになっているわけですよ。そういう発言をされた三木総理自身が、総理大臣という、これはもっと重い、稲葉法務大臣よりもっと重い地位の人が靖国神社に行くことについては使い分けができるというのは、これはどういう理由なんですか、ここを聞きたいのです。○政府委員(吉國一郎君) 稲葉法務大臣の自主憲法制定国民会議への出席に際しましては、何らそういうような措置を講じませんで、稲葉法務大臣がその招待を受けて、当日、車はいろいろ配慮したそうでございますけれども出席をいたしましたので、そこで、先ほど申し上げましたように、法務

大臣稲葉修先生という事で紹介をされて、会場内の聴衆に一礼をしたというふうなことで、あたかも法務大臣として出席したというふうな当時の参会者が誤解をする可能性が十分に強かったということが一番の論点であろうと思ひます。この場合でも、もちろんいろいろ議論はございますが、閣僚であっても全く私人の立場、個人の立場として出席できるようにいろいろな措置をとるということが可能であつたかと思ひますが、事が自主憲法制定国民会議というふうな、これはきわめて重大な問題でございます。憲法改正についていろいろ議論がある際に、自主憲法制定国民会議という団体の会合に出席をするということは、これはきわめて重大な影響を来すということで、その閣僚の地位の重みがその場合には非常に大きく作用したのだからと思ひます。

それに対して今回の、今回の申しますか、八月の三木内閣総理大臣の靖国神社参拝、これはあくまで三木武夫個人の参拝でございまして、従来とも靖国神社に内閣総理大臣が参拝する場合は私人の資格でお参りをしておるということ、これはもう戦後何回か内閣総理大臣たる地位にある人がお参りをしたという例はございますが、その場合にも必ず私人の立場でお参りをしておりますという事を国会の場でも申し上げ、それから新聞等にも発表をいたしておるような前例もございまして、内閣総理大臣の地位にはあるけれども、それは私人の立場でお参りするものであるということをお世に明らかにして、誤解のないような措置をとった上でお参りをしたものと考えております。

○秦豊君 関連。

法制局長官は、私たちの立場とかなり違つていて、法律専門家として一語一語のたゞは定義づけとかカテゴリーについては厳密そのものでなければならぬ職責でしょう、あなた、そうでしょ。ところがあなたの論理の組み立て方に無理があるわけですよ。法律的ではない、はなはだ政治的な答弁だ、それは。法制局長官の職能を逸脱しておる。

たとえばあなた、かの西尾末廣氏以来、固有名詞を出して悪いけれども、書記長個人とか個人としての西尾末廣、こういう使い分けがいかにむなしかったか、非現実であつたか、これはもう戦後政治史に残つてゐるでしょう。あなたがいま同僚議員に答えてゐるその論理の構成、これもはなはだもつて苦しい。そうして、あなたがさつきから盛んに言われていることは、関連だから一点だけにとどめますけれども、この稲葉さんには閣僚としての地位の重み。ならば比較考量の常識からして一國の宰相としての地位の重みは稲葉法務大臣をはるかに超えるものじゃありませんか、そうでしょう。それが一つ。

それから、われわれが午前中から繰り返し巻き返し、あすに迫つた天皇の靖国神社参拝は、自主憲法制定はおろか表敬法案などについて並み並みならぬシリウスな動きがあるときに、その反対の世論を逆なでするような無神経なやり方についてはぜひとも取りやめてもらいたい、再考慮をしてもらいたいという見地からばくらは述べているわけですよ。この方がばくらは常識論だと思ふ。だから、稲葉さんに比べて三木さんは総理、宰相としての地位の重みは格段に重し、また象徴天皇としては当然ですよ、あなた方はこれを私的行為という言葉を弄して逃げ切ろうとしてゐるけれども、しかし、その私的行為という考え方は公的行為といふものの境界は必ずしも分明でないといふことは、これまでのあなたの国会答弁であるじゃないですか。たとえばあなた方法法制局の解釈によると、天皇の地位というのは三分説あるとる繰り返してゐる、戦後の国会で。つまり、天皇は國家機関としての地位を持つ、国事行為を行う身分である、こういうのが一つあるでしょう。これはどなたも否定されません。それから、天皇は自然人という当然行為を行うけれども、それは象徴としての地位からくる行為、いわゆる公的行為がある。もう一つは純粹な私的行為に分けられる。一応あなた方の解釈はそうなつてゐる。ところがちゃんと条件がついていて、公的行為は天皇の自然人としての

行為の一部であるけれども、象徴天皇の地位からいってそのステータスや地位に反するものであつてはならないということもあなたの方の見解にあるわけですね。そうであるとは、あすの靖国参拝なんというところは、自然人格仁氏の地位の重みからすると、はなはだこのことが巻き起こす政治的な効果というのか、社会的な影響というのか、はかり知れないものがあるというのが私どもの考え方なんです。だからあなたの答弁は、野田委員に対する答弁を聞いていても、しよせんは法律の厳密さを欠くものである、はなはだもってあいまいであると言わざるを得ないが、重ねてこの点についてあなたの答弁を求めたいと思う。

○政府委員(吉田一郎君) 冒頭に、答弁を申し上げます前に申し上げましたように、事柄が非常に法律的でない問題でございますので、もっぱら法律を所管いたしております私といたしまして的確なお答えが申し上げられるかどうかということをお断りしたつもりでございますが、その意味で、政治的な答弁をしているつもりはございませんが、社会通念を踏まえての答弁、しかも事柄が法律問題ではないので、法律的な分析、解明をした上での答弁にならないことはやむを得ないと思ひます。その点はお許しをいただきたいと思ひます。

先ほど来私が申しておりますことは、稲葉法務大臣が自主憲法制定国民会議に出席をいたしました際に政府側が申しましたように、閣僚の地位の重みからして個人の資格と閣僚の資格の使い分けはそもそも困難である、したがって、閣僚の行動としては慎重を欠いたというのが当時の政府側の公的な見解でございます。困難ではございますけれども、場合によつては使い分けはできる場合もあり得ると存じます。自主憲法制定国民会議の出席等についてはそのような使い分けをすることは非常に困難であると、当時内閣側では考えておつたわけでございますが、靖国神社にただ表敬するということが、お参りすることとそれ自体について、従来とも先例がございまして、天皇陛下も

戦後何回かお参りをしておられる、また内閣総理大臣の地位にあつた人も何回か私人としての立場でお参りをしているということは国会の場でも明らかにしておるような状況でございますので、内閣総理大臣が、あらかじめ私人としての立場でお参りをいたしますということについては、差し支えないのではないかとすることが八月当時の私どもの考え方でございます。

また、天皇としての行為に三種類があるといふ奏委員が仰せられましたのはそのとおりで、政府側の答弁もいたしておりますが、もちろんその公的な行為と私的な行為との差別というものは、おのずからそこに公的な色彩が強くあらわれるか、あるいはそういう色彩はほとんどなくて、と申しますか、全くなくて、純然たる私的なものとどまるかという、濃淡の差がずっと来ているようなもので然る私的な行為と公的な行為が分かれるものではないという御指摘はそのとおりだろうと思ひます。何と申しましたも、天皇は自然人であると同時に、これは憲法第一条において日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴たる地位を持つておられます。したがって、自然人としての行動をされましても、生物学を御研究になつておられる場合にはその象徴たる地位はほとんどそこに投影されない全く私的な行為と考へられる。また那須の御用邸において植物の採集をなさるといふ場合には同じようなことになると思ひます。ところが、つい先般アメリカ合衆国を御訪問になつたという場合には、これはもう象徴として行動されることは内外ひとしく疑いなくところでございまして、こういうものは明らかに公的な行為であるということになると思ひます。

そこで靖国神社にお参りになる行為はどうであるかということになれば、これは私人としてお参りになるか、天皇もそれは信教の自由はお持ちになつておりますわけでございまして、皇居内においても一定の宗教的行為をなさることもございしますが、靖国神社にお参りになる場合も、私的な行

動として御参拝になるということをおあらかじめ明らかにいたしておきまして、天皇の私人としての行為、したがって私的な行為であるというふうな私どもは観念をいたしておる、そういう理論構成でございます。

○衆議院 吉田長官にもう一つだけ伺ひまして、総務長官も見えたからおのずから質疑の領域は広がりますけれども、一つだけ確認をしておきたいのですけれども、あなたがさっきから繰り返していらつしやる論理——論理なのかどうか、一種のレトリックというのか、そういうものは、あなたの方の用語法ではどうか知りませんが、われわれはあなたの方の言い方を、たとえば事実としての慣習または事実としての慣例というところにもたれかかつて、本来あるべき法律上の解釈を非常にルーズにしておるというふうには私には言わざるを得ない。それはしたがって、歴代の法制局長官がしばしば憲法解釈というものを、特に第九条その他において拡大解釈した、あの轍を踏むものでしかないということをおあなたに申し上げておかなければならぬと思ひます。恐らく、これからばくちが同僚議員とあなたと総務長官に、公的行為と私的行為の境界やいかにと言つたら、いま私の質問に対してはなるほど分明ではありません、定かではありません。その限りにおいては素直だけれども、あくまであなた方が逃げ込むのは、法律解釈としての厳密さよりは事実としての慣例にもたれかかるうとする。だから、それをばくち政治的なやりやうだと、こう言つておるんです。それでしやう。

それはお思ひになりませんか。それからもう一つだけ。あなたは、何かばくの聞き違いかもしれませんが、稲葉法務大臣の場合には、閣僚としての地位の重みと、それから個人としての使い分けがどうも十分でなかつた、事前の措置が、とところが、三木総理の場合には、世上の誤解を解くような措置をとつた、たしか私の聞き間違いでなかつたらそう聞いたんだが、私は裏面に、南平台の一人三木武夫氏が靖国に行つたということは聞いていますけれども、事前

に、われわれ並びに、世間とあなたが言われたが、誤解を解くための措置としてどんなことをおやりになつたのか聞いていませんよ、裏面に。どういふことなんですか。

○政府委員(吉田一郎君) まず第一の、天皇の公的な行為と私的な行為との差別というものについては、先ほど申し上げましたように、その公的な色彩の濃淡によつて分ける、あるいは、濃淡と申しますか有無によつて分けるということであつて、両方たる一線を引くことは非常に困難であるといふことは奏委員のおっしゃるとおりであらうと思ひます。

それから第二の、三木総理が靖国神社に参拝をいたしましたときに、世上の誤解を招くことのないように措置をいたしましたと申し上げましたのは、その前日であつた私は記憶をいたしておりますが、新聞に発表いたしました、靖国神社に個人としてお参りをすると、私人としてお参りをするとということその旨が新聞にも報道をせられたということでございます。それはその当時、さつきも申し上げましたように自由民主党総裁としてお参りをするといふ案が一時伝えられておりました、それについていろいろ、まあ国会内では御議論はなかつたと思ひますが一般的に御議論がございました。内閣に対していろいろな申し入れもございましたけれども、その中で、あるところでは、私人としてお参りをすると、あるところでは、資格で行くのはどうかというようにも御議論になつたように記憶をいたしておりますが、そういうこともございまして、新聞で総裁としての参拝はどうだこうだという議論があつたせいもございまして、全くの私人としての参拝をするといふことを新聞に——これは官房長官が発表をいたしましたところがそのまゝ新聞記事として掲載をされたという事実を申ししたわけでございます。

○矢田部理君 関連。
私は稲葉法相問題のときに追及した一人であり、まずけれども、そのときの三木総理大臣の答弁は、

公私の別はそもそも使い分けが困難だ。そもそも
という言葉を使っておられたことを記憶しており
ます。ところがあなたのお話を聞きますと、
事前に発表しさえすれば公私の別の別は可能な
んだ、困難じゃないのだというので、事前発表
論に非常にウェイトを置いておるように思われま
すが、そのとおりですか。

○政府委員(吉岡一郎君) 先般の稲葉法務大臣の
問題のような自主憲法制定国民会議に出席をする
というように、事前発表をすればよろしい
というように、私言ったつもりではございま
せん。八月の内閣総理大臣たる三木武夫氏が靖国
神社に参拝をいたしましたときには、あらかじめ
私人として参拝をするのだということを発表を
いたしました。内閣総理大臣がお参りをしたとい
うような誤解がないようにいたしましたということ
を申し上げてございまして、稲葉問題のとき
の政府の公式見解といたしまして、その使い分
けが非常に困難であるというところは、私もいま
も非常にむずかしいと思っております。ただ、む
ずかしいことであっても使い分けができるような
事態というものは想定される。この八月の靖国神
社参拝については、事前にそういうことを明らか
にしたことによつて私人としてお参りしたのだと
いうことは、一般には理解されたのじゃないかと
いうのが私の考え方でございます。

○矢田部理君 あなたの言っているのは、いまの
説明を聞いても全く納得ができません。そも
そも困難だと説明をしてきた政府、これは稲葉さ
んが改憲集会に出席したかどうかに関連して出
てきたのですが、一般原則を明らかにしたはずで
しょう。ところが今度は、そもそも困難なやつが
事前に発表すれば使い分けが可能なんだという説
明。同じ説明をいたしましたんじやありませんか。
これは政府の重要な態度変更ですよ。明らかに矛
盾ですよ。もう一回回答していただきたい。

○政府委員(吉岡一郎君) 稲葉法務大臣が自主憲
法制定国民会議に出席をいたしました、それが三木
内閣があたかも自主憲法制定を志向しているのは

ないかという問題から、当時いろいろ国会
内部でも議論が盛んになったわけでございます。
そこで、政府といたしましては、たとえそれが個
人の資格としても、閣僚の地位の重みからしてそ
の使い分けはそもそも困難であり、閣僚の行動と
しては慎重を欠いたと言わざるを得ないというこ
とを申し上げて、稲葉法務大臣のその会議への出
席を反省をいたしました。それで国会の各党にお
話をいたしました。いろいろ紆余曲折の末やうと
決着がついたというようにございまして、その
使い分けは困難であつて、その困難なのをあえ
ていたしたために自主憲法制定国民会議の出席と
いうものが、三木内閣の憲法に対する姿勢を疑わ
せるに至つたということについての閣僚の行動と
しての責任を国会でも問題にされたわけござい
ます。政府においてもその点を反省をいたし
たわけでございます。これに對しまして、内閣総
理大臣の地位にはございまして、三木武夫氏が八
月に靖国神社に参拝をいたしましたときには、あ
らかじめ私人としてお参りをいたしますと、自由
民主党総裁としてではなく、また内閣総理大臣と
してでもなしに、自由民主党の総裁でもなしに内
閣総理大臣でもなしに、この八月の靖国神社に参
りをする、私人としてお参りをする。私人としてお
参りをする、これはまあ比較山にお参りをい
たししても天主教会にお参りをしても、これは
私人としては自由であると思ひます。ただ、
内閣総理大臣として公的な地位にお参りを
するということになりますと、これは憲法二十条
の問題が起つてまいりますので、そういうむず
かしい問題について誤解を生じないようにとい
うことで、あくまで私人の立場ということを従来と
も政府は明らかにして、そういう問題についての
説明をいたしておるというのが考え方ございま
す。

○野田哲君 これは、いまの吉岡長官の言葉を私
なりにいかにつまんで言えば、稲葉さんは世間には
何にも言わずに法務大臣として紹介されたから、こ
ういうことは使い分けできないのであれは問題に

なつたのだ、だから、どこへ行こうと何しよう
きょうは私人だ、きょうは公人だということをし
間にあらかじめ言っておけば、幾らでも使い分け
できるんだ、こういうふうな新説を吉岡長官は述
べられたというふうには私は理解しておりますが、
これはそうなるかと五月十五日までさかのぼ
ります。だからそれはそれなりに私は聞いてお
きますがね。

○政府委員(吉岡一郎君) ちょっとよろしゅうご
ざいませうか、その前に。

私が申し上げましたのは、あらかじめ私人とし
ての行動であるとか、あるいは閣僚としての行動
ではないとかいうことを言ひさすれば、すべて
その使い分けが可能になるというふうなことは申
した覚えはございせん。八月の三木総理の靖国
神社参拝の場合には、その旨を明らかにすること
によつて私人としての行為であるということが明
らかになると私は考えたといふことございま
す。たとえば、どの大臣でも構ひませんが、た
とえば運輸大臣がこれは全く私人としての立場だ
といふことであつても運輸関係の団体の会合に出
席することは、これはもうその会合に出席した人
が見れば、みんな運輸業界について常日ごろ関心
を持って行政の任に当たつておる運輸大臣が来て
くれたと思ふことは、これは当然でございませう
から、私人として出席をするといふことは、な
かなか、これこそその閣僚の地位の重みからして
使い分けは困難であらうと思ひますが、これは私
どもの考えでございまして、靖国神社にお参りを
するといふことについては、内閣総理大臣の重み
がそこに作用して、たとえあらかじめ私人である、
私人としての資格であるといふことを明らかにし
た上であつても、誤解を生ずるといふようなこと

にはならないというのが私どもの判断であるとい
うことを申し上げたつもりでございます。

○政府委員(吉岡一郎君) 公的の行為、私的の行為に
つきまして、先ほど法制局長官から政府の見解に
ついて申し述べたわけでございますが、したが
いまして、濃淡いろいろあるといふようなお話でも
ございまして、これにはいろいろ前例と申しま
すか、国会の開会式に御臨席になるとか、ある
いは須崎においでになるとかといふようないろいろ
な前例の中で、一応の公的、私的といふことはお
おむね区分けをされておるわけでございます、
それを尊重し、その行為の形態を十分考えまして、
その意味では私どもとしては厳密に公的、私的の
分類、判断をいたしておるつもりでございます。

○野田哲君 そういたしますと、前例を基礎にし
て公的、私的という区分けをするといふことす
が、必ずしも天皇の行為について、日常の行幸日
程等について、あるいは行かれる目的等について
は前例にあるものだけではないと思ふのですよ。
前例にないような会合、集會等に行かれることも
あると思ふんです。これは世間、社会情勢、経済
情勢が非常に流動しておるわけですから、必ずし
も前例ばかりを基準にするといふことにはならな
いと思ふんです。そういう場合にも宮内庁で判断
をされるわけですね。

○政府委員(吉岡一郎君) 前例と申しましたも
と、あるいは工業所有権の九十年を迎えるので
こいう式典をやるが臨席をいただけないかとい
うような内容につきましては、それそれ変わった
ものが出来てまゐるは当然でございまして、その
性格等につきましては一応の共通したものがあり
うものを参考にしまして、さらにその具体的な当面
しておる問題をいろいろ判断した上で決定をする、
こいう考え方でございます。

○野田哲君 総務長官お見えになつたんですが、
午前中の議論は聞いておられないわけですから、
かいつまんで言ひますと、明日、天皇、皇后両陛

下が靖国神社と千鳥ヶ淵戦没者墓苑ですか、そこへ行幸される、こういうことについて議論をしてきておられるわけです。午前中の宮内庁の答弁の中で、このことについては総務長官にも連絡をされている、こういうことであつたわけですが、もちろん総務長官としては承知をしておられるということを確認をしいいわけですね。

○国務大臣(植木光教君) 公的御行為であるいは私的御行為につきましては、その都度私のところに宮内庁から連絡がございます。したがって、明日の靖国神社及び千鳥ヶ淵公園の行幸啓につきましては連絡をいたしております。

○野田哲君 総務長官は、明日の靖国神社への参拝については私的行為として行われることであり、妥当な行為だと、こういうふうに考えていますか、いかがですか。

○国務大臣(植木光教君) たしか十日くらい前であつたと存じますが、宮内庁の富田次長から電話によりまして内々の連絡がございました。その際に、私はこの行為が公的な行為であるか、私的な行為であるかという確認をいたしました。宮内庁としては私的行為であるという旨のお話がございました。さらに今日の十八日に次長の来訪を受けまして、その際、十九日に正式の文書をもって行幸啓の連絡をいたしたい旨のお話がございました。その際にも、これは私的行為であるということの確認を受けたのでございます。十九日に正式の文書が宮内庁長官名をもちまして総理府総務長官に於て参りました。これは行幸啓についての通知でございます。私的行為としてです。終戦二十周年の際に靖国神社に御参拝になりました例もございまして、したがって、三十周年を記念して御参拝になるということにつきましては、同じ私的行為として妥当なものとして承知をいたしたものでございます。

○野田哲君 総務長官は私的な行為として妥当な行為として了解をしておられたとしても、あなたは宮内庁の長官や次長と連つて国会へ長い間籍を持っておられるわけですから、靖国神社の存在と

いうのが、今日これを国家管理の神社にしているという運動が非常に長く存在をしておる、また、それに反対をする国民運動もある、国会の中でも数度にわたつてこの法案が提案をされて大きな論争になり、政治問題になっている。こういうことを承知しながら今回の行為、私的行為であれば妥当なものとして了解をされているようなお話があつたわけですが、結果的には天皇を靖国神社をめぐる政争の渦中に引き込む、あるいは天皇を政治的に利用しようとする勢力によって、これがどうあるうともこの行為が利用されるというふうに判断はされなかつたわけですか、いかがですか、その点は。

○国務大臣(植木光教君) 先ほど来申し上げておりますように、天皇の私的行為でございます。この私的行為についての定義と申しますか、性格につきましては、先ほど法制局長官からお答えがあつたのを私も聞いておりまして、同様の理解をいたしております。

そこで、靖国神社への御参拝でございますが、確かに野田委員おっしゃいますように、靖国神社法案をめぐりましていろいろ問題が今日まで続いているというところは、もちろん十分承知をいたしております。しかしながら、天皇が私的行為として御自身の御意思をもって靖国神社に御参拝になるのでございますから、したがって、その御意思はやはり私的なものとして妥当なものというふうに理解をいたします。この御参拝が政争の渦中に巻き込まれるというふうな、いわゆる政治的利用をするというふうなことが、この御行為をもつてあつては絶対にないというふうに考えます。しかし、いま申し上げましたように、私的な御行為として個人の御意思で御参拝になるのでございますから、私の立場といたしましては、この御通知を、あるいは連絡を妥当なものとして承つた、こういう状況でございます。

○野田哲君 いま植木長官はそういうふうに言われまふけれども、八月十五日に三木総理が靖国神社へ参拝した。これはいま吉田長官も私的行為だということとで強弁されておられますけれども、いかに私的行為だと言つても、あの当時のやほり国民の受けとめ方というか、靖国神社の国家護持を推進しようとする団体は、あの三木総理がいかに私人だと言つたつて、総理が靖国神社へ参拝してくられたというところをもつて靖国神社国家護持の運動は一步前進をするというふうな団体の機関紙などで評価をしておるんですよ、評価を。恐らく明日の天皇の靖国神社参拝についても、そういう形で取り扱う団体が絶対にないとは保証できないでしょう。これは保証できない。だとするならば、あなた方がどういうふうな理解をされようとも、明らかにこれは政治的に利用されたということになるではないですか。そういう懸念は一切持つていないんですか、政府の方では、どうですか長官。

○国務大臣(植木光教君) 三木総理が個人として靖国神社に参拝をせられたことにつきましては、ちょうど稲葉法務大臣の発言問題の後でございましたので、慎重に対処すべきであるということとで、私も政府の統一見解を発表し、それに基づいて三木武夫個人の参拝となつたのでございまして、これがどのようによつて評価されたかということにつきましては、私は遺憾ながら承知いたしております。そして、いまの問題について申しますことは、先ほど申し上げましたように、天皇の私的行為としての御参拝が政争の渦中に巻き込まれる行為となつたり、あるいは政治的な利用が行われるというふうなことでありまして、その点については天皇の御参拝になります御意思にも沿わないことにはないかというふうなことは私に考えておるのでございます。

○森田君 植木長官のタイムリミットがあるようですから、まずあなたに集中したいと思つて、長官は職掌柄、いわゆる一万人アンケートというのは御存じですね、靖国神社問題に関する世論調査、電通リサーチ担当。ところが、この調査自体

を提起した新情報センター、あるいは日本宗教放送協会というのが、はなはだもつて政府・与党に身近な存在であることも周知の事実なんです。で、世論調査などの専門家に頼りますと、あの靖国問題についてのアンケート自体が大変誘導的で生臭くて露骨だというのは定評として定着しているんです。評価されているんですよ、マイナス評価を。ところがそういう団体は、靖国神社の国家護持に近い、たとえば天皇が公式に靖国神社に参拝なさることについてあなたはどう思いますか、というふうな設問に対して圧倒的多数が支持したと、こういう非常にやがんだ調査をやつてそれを存分に政治的に利用するということを、もう自民党のほとんど外郭団体に近いような団体が全国的な規模で展開をしている、こういうことは御存じですね。

○国務大臣(植木光教君) ただいま御指摘のありましたような世論調査が行われましたことは、どこでございまして、新聞で初めは知りまして、その後、調査が終わりまして段階であつたと思ひますけれども、私もその調査結果について拝見をする機会を得ました。したがって、私も承知いたしておりますが、その内容が、質問事項が誘導的であるかどうか、あるいは結果がどうであつたかということ、いま詳細に頭には残つておりませんので何とも申し上げられないということをお許しただきたいと思ひます。

○森田君 それからもう一つ、本年の二月に、いわゆる自民党の藤尾私案——藤尾議員から、靖国神社法案についてはいささかあきらめざるを得ないが、表敬法案という靖国を換骨奪胎した私案が取りまとめられて、かなり自民党内の意見を聞いたというところも御存じですね。

○国務大臣(植木光教君) 藤尾内閣委員長が表敬法案を準備しておられる、あるいはその表敬法案について各種の団体、特に宗教団体等に対しまして理解を得べくいろいろ努力をしておられるというところは私も伺つておつたところでございます。ただ、この法案そのものにつきましては私はまだ拝見をいたしておりません。

○衆議君 まさに私が冒頭申し上げました一万人アンケートは、この藤尾議員が非常に積極的に動かされて実現をし、援助をしたアンケートなんです。藤尾私案というのは、あなたは御存じないらしいけれども、それは多少うかつじゃありませんか。内容の一番大きなポイントが、天皇または国家機関等の靖国神社に対する公式参拝を実現すると、つまり、それを言いかえれば目的にしている私案なんです、これは。ところが、すでに同僚が指摘したように、八月には南平台の一市民三木武夫という一國の總理、宰相が靖国に参拝をした。明日、またそれに追い打ちをかけるかのようになり、もつと既成事実を拡大するかに天皇、皇后陛下が参拝をされる。すべてこれは私的行為である、何ら法的には抵触しない。しかし、植木総務長官にも吉國法制局長官にも富田次長にも、あなた方三人の方に申し上げたいのは、あなた方は宣言さすればいい、独断を振り回せばいい、一つ一つこうして既成事実が積み重なっていくんです。もうかたずをのむというか、表敬法案でじりじりしびれを切らしている全国の遺族会の皆さんには、中間的には表敬法案だがやがて必ず国家護持に持っていくというふうな甘い言葉を流す。一つ一つが、アンケート、總理の靖国参拝、天皇の参拝、これは全部布石なんです。全然脈絡なく、アトランダムに、気ままに、勝手気隨にやっているのじゃないんです。すべて一定のレールのもとに行われているんです。それをあなた方は追及されると、何ら法的な抵触はありません、私的行為です。一つ一つあなた方は事実という慣例を新しく積み重ねていくんです。非常にこれは危険な路線だ、方向だということ私ははつきり申し上げておかなければならない。

それで、吉國長官に重ねてだめ押しをいたしますが、政府の天皇の地位についての三分説によると、確かに公的行為については内閣が責任を持たねばならないし、また象徴天皇の地位からいって、その地位にあふさしいものでなければならぬという歯どめが一応解釈としてはかけられている。

それから最後に、公的行為については、象徴というものを規定する日本国憲法の趣旨というものからして理論的な限界があるというのが政府側のいままでの統一見解であり、事実に対する答弁の中でも、色の濃淡とか、あるいは境界線は定かではないと、その部分についてはあなた素直にお認めになったから、それは私的行為についても象徴としてのありようから逸脱してはならないという解釈と理解してもよろしいですね。

○政府委員(吉國一郎君) わが国の憲法では、天皇の地位を規定をいたしまして、第一条で日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であるという、象徴としての地位を規定いたしますと同時に、天皇は、主として第七条でございしますが、そのほかにも第三条、第五条、第六条等であらわれておりますように、国事行為というものを行われる国家機関としての地位を持っております。このことについては、一昨年の国会でもいろいろ議論がございしましたけれども、およそ天皇は、憲法第四条第一項で言っておりますように国政に関する権能を有せられないわけでございますので、およそ天皇の行動があらゆる行動を通じて国政に対して影響を及ぼすようなことがあつてはならないということは当然でございます。国事行為につきましても、すべて内閣の助言と承認によつて、内閣が実質的に意思を決定するということによつてその点は守られておりますが、いわゆる公的行為あるいは学者の準国事行為と申しますものにつきましても、そのような憲法上の規定はございしませんけれども、当然、皇室に関する国家事務として補佐をいたします第一次的には宮内庁、第二次的には宮内庁を包摂いたします總理府、内閣總理大臣の機関としての總理府、それから最終的には内閣が天皇の公的行為についていささかも国政に影響を及ぼすようなことがあつてはならないということについて十分に慎重な配慮をいたしておることとでございます。で、私的行為については、事実上国政に影響を及ぼすようなことが考えられな

いものではございますが、もちろん、私的な行為を通じてでも国政に影響を及ぼすようなことがあつてはならないということは当然のことであらうと思います。

○衆議君 その答弁では全く納得しろと言う方が無理なんです、あなた。いいですか、あなた政治的な影響云々と言われますけれども、五たび廃案になった靖国法案、それをすりかえようとする表敬法案、これからまた新しい政治の争点に多分になり得る法案なんです。動きなんです。天皇の私的行為が政治に何ら影響を与えないなんということはいまい得ないんです。あなたがどうして私の行為だと言ひ張るならば、天皇の公的行為の中に、あなた方がたしか列挙された中には、たとえば認証官の任命式から始まってずらりと並んで、日本武道館の戦没者追悼式への出席があります。ではなせ戦没者追悼式への御出席が公的行為で、あすの靖国神社参拝が私的行為というふうに分けられ、境界を截然と分けるんですか。どうしてそういう論理ができるんですか。どうなんですか、無理じゃありませんか。

○政府委員(吉國一郎君) 毎年八月十五日に日本武道館において行います戦没者追悼式、これは国が主催をいたしまして、去る大戦において国のために殉じた戦没者の霊を慰めるということで追悼の式を行うわけでございますが、その追悼の式の一つのプロセスの中に天皇陛下のお言葉をいただくことになっておりまして、もちろんその場合には、天皇は公式の立場において皇后陛下とともに御臨席になつて、そこでお言葉をいただくわけでございますので、もちろん、これは公的な色彩がはきわめて強く、天皇の公的行為と申して私もはよろしいと思ひます。これに對しまして、靖国神社に明日御参拝になります場合の姿と申しますのは、もちろん警戒等においてはその地位からいたしまして当然一般私人とは異なるところがあると思ひますが、お参りをされることそれ自体は何ら一般私人と変わるところはなく、靖国神社というものが、もちろん神道の施設ではございするけれども、

そこに従来國のために命を捨てた人が祭られてあるという事実には照らしてだけ天皇はそこに表敬をされるわけでありまして、私人がお参りをすると実質においては何ら異なるところがない。ただ、警戒等においては、その地位からいたしまして当然一般の私どもがお参りをする場合とは違つてくることは、これはやむを得ないことであらうと思ひます。ただ、戦没者追悼式の場合においては、國の機関が主催をして行つた一つの儀式の中の一段階として申しますと、一つの行事として天皇陛下がお言葉をたまうということ公的な色彩がきわめて強い。それに対して、靖国神社に明日お参りになる姿は全く私的なものであるという区別があると思ひます。

○衆議君 幾らあなた答弁を繰り返して承りましても、天皇のなさる行為というものは、たとえ靖国参拝であれ日本武道館への戦没者追悼式への出席であれ、行為は全く同じ。あなた方がつけるタイトルが違ふだけ、独断的なタイトルが。そういうふうにしてだんだん危険な方向へ突き進もうとしている。この認識を私は変えるわけにいかない。いかにいけれども、富田次長にもこの際確認しておきたいことがあるんだが、宮内庁で石橋の間で記者会見があつたのはつい先日ですね。あのときに、日本人記者団とは初めての会見であつたわけなんだけれども、その中にこんな一節があつた。会見の終わりに近いところで、ある記者が、陛下はどんなテレビをこらんになさるかという質問を投げたら、そこそこだけ非常な肩がはぐれていて、そして、これに答えますと影響があるからという意味のことをやや笑ひを含んで答へられた。あそここのところだけが人間天皇であると思ひ思つてゐるんだけれども、あのテレビ番組の視聴態度についてさへ一つ一つの影響をおもひばかりになる陛下が、たとえ私的行為であるといつても、これほど政治の渦中に巻き込まれかねない靖国参拝というふうなところについて、非常にスムーズに、ごく安直に結論をお出しになつたとは思ひえない。むしろ非常に宮内庁側の配慮というものが、かな

りこれに優先していただけないかと私は疑問に思いますが、富田次長いかがですか。

○政府委員(富田朝彦君) 午前中にお答えしたことも関連をいたしますが、陛下のお気持ちとして、八月十五日にもお述べになつておられるわけですが、今日までのいろいろな戦況でございまして、いまだに心が痛むと、こういうことを繰り返していただければ、こういうわけでございまして、そのお気持ちを私のお立場で、表敬と申しますか、参拝をされてそれをあらわしたいと、こういうお気持ちであらうかと私は考えておるわけでございまして、これは特に特段の意図があるというようなことは全くございません。また、先ほど総務長官が答えられましたように、私どもとしても陛下のそういう私的な御行為が政治的な渦中に巻き込まれる、そういうことがあつてはならない、この点は厳しく考えておる次第でございます。

○斎藤君 あなた方はあくまでやはり公のしるべ、公僕ではなくて、すめらぎのしもべという感じがして仕方がない。しかも、あなたの方のやつてゐるそういう行為の一つ一つが、あなたの方が一番大事に思つてゐるはずの天皇というものを政治的に非常に渦中にさらす、政争の焦点に立てるといふことに対する感受性もない。実に恐るべきほどは鈍感さだと思ふ、あえて言いたい。

それから、あなたは午前中の事実関係の中で——この問題はきつと終るわけではないですが——から聞いておきたいんだけど、何か靖国神社側の方から宮内庁に要請があつた、それは春ごろだということ、それがしかも恐るべきことに口頭であつたそうですか。天皇の日程というのはそういうふうな手帳なものなんです、いつもそうなんです。

○政府委員(富田朝彦君) これは春ごろ、いまお話しのように靖国神社側並びに千鳥ヶ淵墓苑のお祭りを主管される厚生省側から、それぞれ時期は異なつておりますけれども、口頭で何とかおいでいただけるだろうか、こういうお話があつたわけ

でございます。しかし、午前中にも申し上げたように、日程その他どうしても春の時期には差し繰りつきますのでそのまゝ今日に至つたのが実情でございます。で、常にそういうお成りになる場合正式の書面が来るかどうかという問題でございますが、いわゆる公的行為というやうなことで国が主催され、あるいは政府の省が主催され、あるいは小学校創立百年記念というやうなことで、それぞれの委員会が主催、関与をされるというやうなときには、これは書類が参るのが通常でございますが、必ずしもすべてが書類で参つておるとは限りません。

○斎藤君 まだ若干の時間を残しておりますし、同僚議員から関連質問の要求もありますからあと一つだけ伺いますけれども、さつき私が申し上げたことにあなたは答えになっていないが、つまりテレビの視聴態度についてさきデリカシーを発揮される陛下が、それにしては実にラフな割り切り方です。それについて、もちろんそれは陛下に聞いてくださいというやうな答えが出るかもしれないが、つまり非常に政治的な感覚が優先をして緻密な配慮を乗り越えていくという一つのケースだと私は思ふ。で、私たちの立場は、千鳥ヶ淵の墓苑については、これは無名戦士の墓的な扱いをというわれわれの党としての考え方を持つてゐるけれども、靖国神社の問題については、それがどのような名前の法案にすりかえられようともあくまで反対を貫くというのが私たちの立場です。これはもう世界観の問題だからあなたと議論しても決着のつけれはるはずもない。しかし最後に、私がやはり宮内庁側に、あるいは総理府総務長官に申し上げたいのは、かかる問題を慣習とか慣例とか、あるいは独断的な法解釈の中に埋没をさせて、おくめもなくまかり通らせようというやうな態度を改めてもらつて、とにかくあすの参拝については再考慮をするというやうな柔軟な考え方がなせられないか。ぜひとも私は、この際、まだ時間もあることだから、宮内庁としても総理府総務長官としても、やはり再考慮をあらわしたい

という要望を私は私の質問の最後にぜひとも申し上げておきたい。また、それについて植木長官と富田次長のお二人からお答えを受けておきたい、こう思ひます。

○国務大臣(植木光教君) 先ほど野田委員の御質問に對してはお答えを申し上げましたように、天皇の私的行為として明日参拝になるという通知を受けたのでございまして。天皇の自発的な御意思によつて御参拝をなされる純然たる私的行為であるということを、二回にわたりまして宮内庁に確認をしてゐるという経過もございまして、したがつてこれは妥当なものと考えておりますので、これを變更すべきであるという立場には私はないというのを御理解いただきたいと思ひます。

○政府委員(富田朝彦君) ただいま総務長官がお答えになりましたと同じ考え方をいたしております。

○矢田部理君 先ほどから天皇の靖国参拝は私的行為だと説明をされておりますが、どうしても納得できないわけでありまして。その前提として幾つかの問題点を伺いたいと思ふのでありますが、天皇が公式に靖国神社を参拝すれば、まず憲法に抵触するというお考えに立つのかどうか、その点を第一点にお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(吉國一郎君) これは御承知のように、憲法第二十條第三項に「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」という規定がございまして、この宗教的活動は何であるかということについては学者間にもいろいろ議論があるところでございまして。非常に広い説を唱える人もあれば、全く布教活動等のやうな限定的な解釈をする人もございまして、それども、またその中間において、宗教的な施設、神社であらうと寺院であらうと、そういうものに単に表敬をするということについてはこの宗教的活動にならないという説もございまして、また単に表敬をすることは、ならないという議論、つまり、そこで宗教的な儀式を伴つて表敬をする、神道の場合でございしますならば神官が出てきておはら

いをして、奏楽をして玉ぐしを奉奠する。また寺院であれば、この場合でも仏教の寺院であれば奏楽がございまして、読経もございまして、香をたき、あるいは線香を燃やすということもございまして。そういうやうな宗教的儀式を伴わない限りは宗教的活動にならないという議論をする学者もございまして。ただ、政府といたしましては、その点については、これはまさに国民感情からして割り切つて考えなければならぬ問題でございまして、従来はあくまで私人としての立場で参りをするということであつて、時間がないから端的に答えてください。

○政府委員(吉國一郎君) 先ほど申し上げましたように、第二十條第三項に直ちに違反するといふところまでは徹底して考えることはできないと思ひます。ただ、第二十條第三項の重大な問題になるという考え方でございます。

○矢田部理君 したがつて、私的行為と強弁をせざるを得ない状況に置かれてゐるわけでありまして、私どもは、先ほどからの説明で、どうしても私的行為と思われぬ節に幾つかの理由がありまして。吉國長官の話によれば、事前に公にすれば、世上で明らかにすれば区別ができるんだという議論も第一におかしい。加えて、たとえば宮沢さんの憲法によつても、随行者がだれであるかも重要な問題である、宮内庁長官や侍従長あるいは政府職員がこれに随行するやうなやつは私的行為とは言えないんじゃないかという問題点も出されてゐます。さらに、費用の使い方も問題だ。私的行為であるとするならば、純粋に天皇の個人資産から支出をすべきなんです。それを公の費用で賄うということもおかしい等々の点で、どうしても私的行為だといふ強弁には承服しがたいわけでありまして、もう一つ私が伺ひたいのは、私的行為の場合

をいして、奏楽をして玉ぐしを奉奠する。また寺院であれば、この場合でも仏教の寺院であれば奏楽がございまして、読経もございまして、香をたき、あるいは線香を燃やすということもございまして。そういうやうな宗教的儀式を伴わない限りは宗教的活動にならないという議論をする学者もございまして。ただ、政府といたしましては、その点については、これはまさに国民感情からして割り切つて考えなければならぬ問題でございまして、従来はあくまで私人としての立場で参りをするということであつて、時間がないから端的に答えてください。

合にも、重大な制約、限界が天皇の場合にはあり得るのではないか。これは先ほどから議論が出ました。一つは、象徴天皇制からくる制約であり、すし、とりわけ宗教と国家との分離という先ほどの規定から見ても、そこからくる制約もあり得るだろうと思うわけでありますけれども、法制局長官にお尋ねをしたいのは、象徴天皇制という憲法上の地位から見ても、非常に政治的な対立点になっている問題あるいは社会的に鋭く対立している課題等について天皇がかかわること、これはどんな場合でも避けねばならぬというふうに私もは考えているわけです。憲法上保障されているような人権がありますけれども、学問の自由だとか良心の自由だとか、そういう肉体的な自由は憲法上天皇も保障されているというふうに考えて差し支えないと思いますが、表現の自由というところになった場合、これは一つの限界が出てくる。その限界の一つとして、天皇がまあ趣味のお話をされるとか、あるいはスポーツを見に行かれるとかというところは、それ自体は問題になりませんけれども、その表現の自由の中でも、いま私が申し上げたように、重要な政治的な対立点になっているような場所に出かけていく、このことはやっぱり憲法上の制約があるというふうに考えられるわけですが、その点、どうお考えになっているか。

それから、重要な政治的対立点になっていることは、先ほど同僚の議員からも明らかにされておりますし、いま問題にされようとしている表敬法案について、天皇の靖国参拝が軸となつて推進が図られているという状況から見ても、そのことはきわめて明らかでありますので、その点についての見解を伺いたい。

○政府委員(吉田一郎君) 日本国憲法で基本的人権を保障しておりますのは、国民ということになつておりますが、この国民という中には、基本的人権の規定の性質からいたしまして天皇あるいは皇后その他の皇族も含まれておられるというところは多数の学説であらうと思ひますが、ただ、天皇はもろろん象徴としての地位を持っております

し、皇后は天皇の配偶であるという地位、またその他の皇族も象徴たる天皇に連なる家族であるという地位を持っております関係からいって、基本的人権の享有についてのおのづからそこに制限があることは、いま矢田部委員の言われるとおりであらうと思ひます。たとえば、表現の自由あるいは言論の自由についても、そこに当然、天皇に限って申し上げるならば、天皇が日本国の象徴であり日本国民統合の象徴である地位を持っておりますというところ、また憲法第四條の国事に關する行為のみを行つて國政に關する権能を有しないという規定の趣旨からいって、天皇の表現なり言論というもののについては、当然制約があることはおっしゃるとおりでございます。また、重大な政治的な論争のポイントになつていような事項について、それが是であるか非であるかということをは明らかにするやうな行為をされるべきではないという点もそのとおりであらうと思ひます。

○矢田部理君 一般論はわかりましたけれども、靖国問題が重要な政治的論争点になつてい。一部の勢力は、靖国問題を天皇の靖国神社参拝を軸にして考へておられる、そういう場所に向向していくことが、いまの一般論から見ても、当然おかし、問題が出るというふうに思ひませんか。これは總理府總務長官と宮内庁からお答え願ひたい。

○國務大臣(植木光教君) ただいまの件につきましては、先ほど野田委員にお答えをいたしましたとおりでございまして、靖国神社の國家護持法案あるいはその後表敬法案というやうな問題が出て、これが一つの政治的問題になつてい。これは十分私も承知いたしております。しかしながら、今回の御行為は私的御行為でございます。これを政争の渦中に巻き込むとか、あるいは政治的に利用するといふことがあつては絶対にならぬという立場で、私もこの御行為そのものを純粋な私的なものとして見てい。ございまして、したがつて、天皇の自発的な御意思というものは尊重すべきであり、また天皇御自身も、政治的な渦中に入られるといふやうなことは毛頭考へ

ておられない、むしろそういうことはきわめて御迷惑であらうと存ずるのでございまして、したがつて、先ほど来申し上げておりますやうに、政治的な利用があつてはならないといふことを明確に申し上げておきたいと存じます。

○政府委員(富田朝彦君) 先ほど来私も申し上げておりますやうに、多くの戦没された方々への陛下の気持ちをおわさるべきといふその御意思に基づく私的な行為でございます。そういうことに關連しての諸問題につきましては、ただいま總務長官が述べられましたやうに、そういう政治的な渦中に巻き込まれるといふことは絶対にないといふ配慮のもとにまいりたいと、かように考えております。

○桑原君 吉國長官も、それから富田次長にも申し上げたいし、總務長官もすけれども、私たちがきょう三人の同僚議員と質問をいたしましたけれども、あなた方が述べられたこの二時間近い答弁は、非常に客観的でない、非常に独断的であるときめつけざるを得ない。したがつて何ら説得力を持つていない。非常に法律的でない。ことごとく強弁です。無理です。したがつて、わが党の割り当て時間がもうすぐで来ておりますので、他の野党の皆さんに失礼だからこれでやめますけれども、たとえばあの安保における事前協議のとめどない拡大解釈とは次元が違つてい。法制局らしいやり方はまさにこれにも適合する。私たちは、私的行為、公的行為、次々に慣例を新しく積み上げようとするあなたの方のありやうについては、今後とも追及をやめないことは当然にしまして、たとえ答弁書、質問主意書、さまざまな形式を駆使してこの問題の解明に当たらねばならない、こういう気持ちであるといふことを最後に申し上げて、一応わが党の質問は終わることになります。

○峯山昭範君 私は、今回の許認可整理法に關連をいたしまして、この許認可の基本的な問題についてきょうは質問をしたいと思つております。きょうは、初めに防衛庁の当局の皆さんに二、三お伺ひしたいと思ひます。

先般から、「防衛を考える会」の事務局が編集をいたしました「わが國の防衛を考える」といふ本が配布になつておりますが、まずこれは委員の數、何人ぞございましたか。

○政府委員(伊藤圭一君) 委員の方々は十一名でございます。

○峯山昭範君 これはいつごろから会合を始められましたか、いつごろ終わつて何回ぐらいやりましたか。

○政府委員(伊藤圭一君) 最初の会合が四月の七日でございます。六月の二十日が最後でございます。その間六回会合を開いております。

○峯山昭範君 これは、その会合は毎回同じ人でございますか。

○政府委員(伊藤圭一君) その六回の会合を通じて、全部十一人の方が出られたといふことではございません。全部の方がそろつたのが一回ございました。あとは大体八人ないし九人の方が御出席になりました。

○峯山昭範君 私が言つてい。趣旨は、その大体十一名の方が、欠席された人はいらつたけれども、毎回大体ずつと出席された、中には欠席した人もいらつた、そういうことですか。

○政府委員(伊藤圭一君) いまおっしゃつたとおりでございまして。

○峯山昭範君 この委員の皆さんには、これは防衛庁長官が委員になつてくだされといふ言つて口頭で言ひに行つたんですか。何か文書かなんか簡単なものがあつたんですか、これはどうですか。

○政府委員(伊藤圭一君) 文書は用いておりませんが、大臣の命を受けて、私と事務次官がお願ひにまいりまして、御意見を拝聴させていただきたいといふことでお願いに参りました。それで委員の方々の日程を伺ひまして、大体御都合のいい日を伺つてまいりまして御案内申し上げます。

○峯山昭範君 そうすると、伊藤参事官と官房長とおつしやいましたか、どなたかと一緒にそれぞれの方の家を回つて、それでこういう趣旨を話をさ

れて、この「考える会」の委員になってほしいという依頼をされたわけですね。そういうことですか。

○政府委員(伊藤圭一君) いま申し上げましたのは、当時の田代事務次官と私がお願いに参りました。大臣が皆さん方の御意見を承りたいというところをお願いするよう言われましたので、この防衛の問題について御意見を拝聴したいというふうにお願ひしてまいりました。

○峯山昭範君 大体わかりました。ところがこの答申——これはすぐくりっぱなあれができておりますが、これは防衛庁はどうされるつもりですか。りっぱな本になって出ておりますが、防衛庁当局としてはどう処理されるおつもりですか。

○政府委員(玉木清司君) ここにいまお示しの冊子は、これは私も催しました「防衛を考える会」につきまして、新聞その他、大変関心を寄せられる方が多いございましたので、部内では部内用として会議の記録というものを整理いたしましたけれども、外部の御関心にこたえるという意味で呼びかけましたところ、朝雲新聞社の方でこういう形でまとめて要望にこたえたいということがございまして、そういうことで印刷して公刊されたものでございます。したがって、相当部分は市販のものでございますし、私どもが買上げて広報業務に使っておるといふ部分がございます。先生方のお手元に届けましたのは防衛庁の広報活動ということでお手元にお届けをした、そういうことであります。

○峯山昭範君 いや私が言うておるのはそういう意味じゃないですよ。

それじゃ官房長、大臣が前書きに書いていらっしやいますから、このとおり間違いないかどうかということだけ確認しておきたいと思うんですが、全部読んでおれませんか。主なところだけ読みますが、「防衛庁が国民の意見を積極的に聴く努力をしないまま、防衛政策を立案し、実行に移してきたらしいがなかったとはいえない。ちょうど、四次防以降の計画に着手する時期でもあるので、この際、良識ある国民の意見を聴いて、そ

の意思にその努力をすれば、防衛問題が国民に定着するようになるだろうと、「防衛を考える会」に大きな期待を寄せた。結果は、私が期待した以上だった。参加してくださった委員の方たちの終始変わらない熱心な討議には、私をはじめ防衛庁の幹部のものも深い感銘を受けただけでなく、その内容は極めて有意義だったと思う。提案されたさまざまな意見は、できるだけ今後の防衛政策に反映するつもりであるが、これをきつかけにして、わが国の防衛が国民的課題として、真剣に検討されることを期待している。」、大体こういう趣旨の大臣のあれがございしますが、これは現在でも変わらないですか、どうですか。

○政府委員(玉木清司君) 坂田長官着任以来こういう考え方を持っております、「考える会」を主宰し終わった今日におきまして、これは刊行されるという際にみずから書きました序文でございしますので、考え方はここに書いてあるとおりでございます。

○峯山昭範君 それでは、前提はそれだけにしまして、防衛庁の官房長にまずお伺いしたい。

この「防衛を考える会」というのはどういう法律に基づいた会でございますか。

○政府委員(玉木清司君) お尋ねは、恐らく国家行政組織法との関連についてのお尋ねだと思いますが、これは先ほど伊藤参事官から申し上げましたように、坂田大臣が民間の有識者の良識のある方々から、現在防衛問題についてどのような考えを持っておるかを個別にそれぞれ御意見をお寄せいただきたい、それらを拝聴の上防衛庁の今後の政策に資したいという考えで始めたものでございまして、いわゆる行政組織法で規定されておりますような機関として考えたものではございません。

○峯山昭範君 それでは、行政管理当局に大臣……
ただいま大蔵委員会において強行採決をしたんだという情報が入ってきたのですが、非常に遺憾だと私は思います。これは非常に重要な問題でござ

いますし、国民も注目いたしておりますので、本日は私は、この問題については、この問題が解決するまで保留をいたします。

○委員長(加藤武徳君) ちょっと速記をとめてください。

〔午後二時四十一分速記中止〕
〔午後二時五十七分速記開始〕

○委員長(加藤武徳君) それでは速記を起こしてください。

暫時休憩いたします。

午後二時五十八分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

第二号中正誤

ページ	誤	正
二	終わり	蔵三
四	蔵三	第三
七	蔵三	第三
八	全部	全旨
一	全部	全旨